

決 定

大阪市北区野崎町9番10号

申立人（債務者） 株式会社日食

代表者代表取締役 中 村 光 孝

上記申立人（債務者）に対する当庁平成28年（フ）第1000号破産手続開始申立事件につき、当裁判所は、破産法24条1項1号の規定による中止の命令によっては破産手続の目的を十分に達成することができないおそれがあると認めるべき特別の事情があると認められるので、上記申立人（債務者）の申立てにより、同法25条1項を適用して、次のとおり決定する。

主 文

すべての債権者は、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。）をしてはならない。

平成28年3月15日

大阪地方裁判所第6民事部

裁判長裁判官 中 山 誠 一

裁判官 千 賀 卓 郎

裁判官 栢 分 宏 和

これは正本である。

平成28年3月15日

大阪地方裁判所第6民事部

裁判所書記官 萩 原 邦 彦

